

ドメスティックバイオレンス

山形県DV被害者 支援基本計画が 新しくなりました

よりきめ細かなDV被害者支援へ

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、山形県では、平成18年3月に「山形県DV被害者支援基本計画」を策定し、誰もが個人として尊重され、いきいきと生活できる社会の実現に向けて取組みを進めてきました。

その間、インターネットや携帯電話の普及も相俟って、被害者の若年化が見られるなど、DV被害は多様化、複雑化してきております。そのため、DV被害者の対象を若年層まで拡大し、平成23～27年度の5年間を計画期間とする「山形県DV被害者支援基本計画」を策定しました。

基本目標

「男女が互いの人権を尊重する、暴力のない社会の実現」

配偶者のみならず、親しいパートナーまで拡大して、
男女が互いの人権を尊重する、
暴力のない社会の実現をめざします。

DVって何？

DV(ドメスティック・バイオレンス「Domestic Violence」)は、一般的には、「配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった人から加えられる暴力」をいいます。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では、①被害者と加害者の関係が配偶者(事実婚、元配偶者も含む)に限定され、②被害者の性別は問わないものを対象としています。なお、「配偶者からの暴力」には、身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力も含まれます。

◎ 3つの視点を重視した被害者支援

この計画では、DV被害者を支援する関係団体等から現状を把握し、適切に対応するため、次の視点を重視してDV被害者の支援を行います。

● 被害者の視点に立った支援

被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援をめざし、発見・相談・保護から生活再建、自立に向けた被害者支援についての充実を図るとともに、未然防止のための啓発なども充実します。

● 関係機関の連携強化

DV被害者の多様化・複雑化に対応するため、相談体制の充実を図るとともに、県、市町村及び関係機関の連携を強化し、民間団体を含めた広範な関係機関の参加と連携協力体制の構築を図ります。

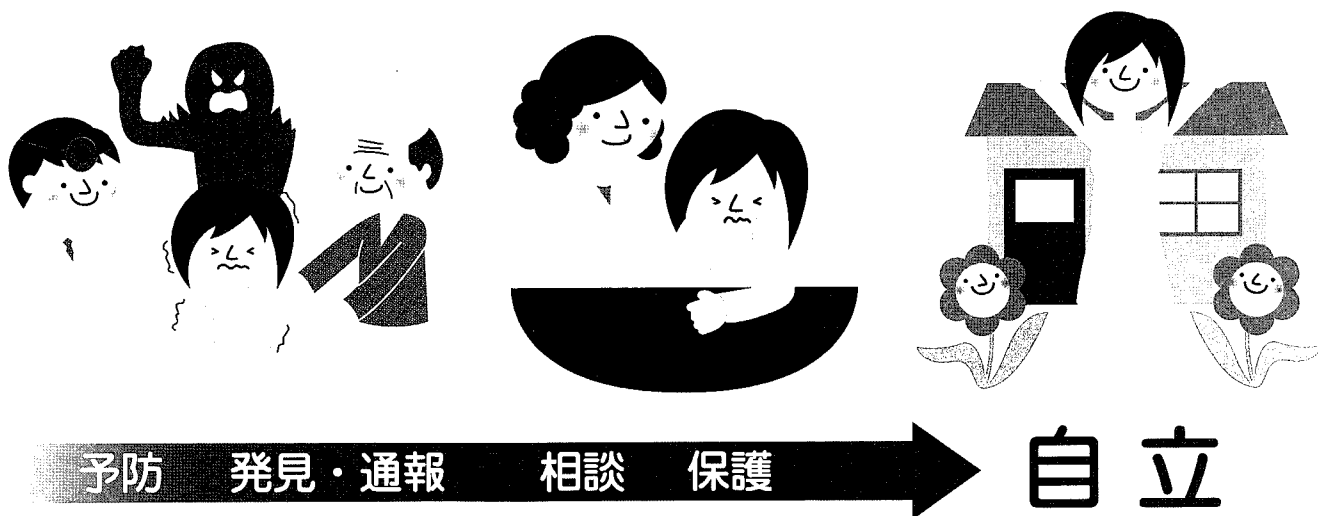
● 実施主体の役割の明確化・具体的取組み等の明記

施策の指針（基本目標、基本の柱、施策の方向等）の他、実施主体の役割の明確化、具体的な取組みを明記しています。

◎ 「予防」から「自立」まできめ細かな対応

DVは、未然に防止する「予防」が大切であります。また、親しい男女間での暴力であることから、潜在化していることがあるため、第三者が「発見・通報」できる環境の整備も大切です。さらには、実際にDV被害に遭った場合は、すぐに「相談」したり、配偶者などの暴力から逃れるための「保護」が適切に行われる体制が重要です。そして、一度被害に遭った方が、二度と同じような経験をするのがないように、精神的かつ経済的な「自立」を支援していくことが何よりも重要です。

「予防」から「自立」まで、行政や関係機関が連携して、DV被害者を支援します。



○ 一人ひとりの状況に応じたきめ細かな切れ目のない支援

4つの基本の柱、14の施策の方向、58の今後の方策に体系化し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな切れ目のない支援を実行します。

予 防

基本の柱Ⅰ DVを許さない社会づくり

DV被害の予防に関する施策を推進します。

施策の方向1 DV防止に向けた啓発・教育の推進

- ・ 県民への意識啓発と地域における理解の促進
- ・ DV防止に向けた教育等の推進

施策の方向2 男女間の暴力に関する調査研究の推進

- ・ 若年層におけるDVの関連調査
- ・ 「アルコール依存症」等との関連調査
- ・ 加害者更生プログラムへの取り組み

発見・相談・保護

基本の柱Ⅱ 発見・相談・保護体制の充実

発見・通報・相談・保護体制を充実します。

施策の方向3 発見・通報に関する体制整備

- ・ 県民への通報窓口の周知
- ・ 被害者がDVについて知識や気づきを得るための啓発や情報提供
- ・ 暴力の発生を未然に防止するための地域における家庭への働きかけ
- ・ 医療関係者等の理解促進・通報体制の整備
- ・ 民生委員・児童委員・人権擁護委員等への働きかけ
- ・ 弁護士への働きかけ
- ・ 育児・介護サービスの提供者への働きかけ
- ・ 地域DV被害者支援連絡協議会の体制強化
- ・ 配偶者暴力相談支援センター、警察への通報体制の充実

施策の方向4 相談体制の充実

- ・ 県配偶者暴力相談支援センターの機能強化
- ・ 市町村相談窓口への支援
- ・ 警察による適切な対応
- ・ 各種相談機関等の連携強化
- ・ 相談員等関係職員の研修体制の充実
- ・ 相談員等のメンタルヘルスケア体制の整備

施策の方向5 迅速で安全な保護体制の充実

- ・ 移送体制の整備
- ・ 緊急時における安全の確保
- ・ 一時保護機能の拡充
- ・ 民間支援団体との連携強化
- ・ 広域連携の推進

施策の方向6 同伴家族等への保護と支援

- ・ 子どもへの支援
- ・ 高齢者への支援
- ・ 教育機関・保育所への協力要請

施策の方向7 外国人、障がい者への配慮

- ・ 母国語による支援情報の提供
- ・ 母国語での相談対応
- ・ 通訳の確保・活用
- ・ 点字・手話等による相談対応等
- ・ 施設のユニバーサルデザイン化

連 携

基本の柱Ⅳ 関係機関の協力・連携

県、市町村、民間団体等の関係機関等の協力・連携体制を強化します。

施策の方向13 施策調整機能の強化

- ・ DV対策庁内連絡会議の活用
- ・ 市町村との連携強化
- ・ 他の都道府県との連携強化

施策の方向14 関係機関の連携強化

- ・ DV被害者支援対策関係機関連絡会議の活用
- ・ 地域DV被害者支援連絡協議会の強化
- ・ 被害者支援団体との連携強化
- ・ 民間団体との協働による支援者への研修機会の拡大
- ・ 民間団体との連携による外国語ボランティアの活用
- ・ 苦情処理の体制整備

自 立

基本の柱Ⅲ 被害者の自立支援

DV被害者の自立に向けて、住居の確保や経済的支援を拡充します。

施策の方向8 住居の確保に向けた支援

- ・ 公営住宅の優先入居実施等の入居対策
- ・ 母子生活支援施設の機能充実
- ・ ステップハウスの設置検討
- ・ 市町村への働きかけ

施策の方向9 経済的自立に向けた支援

- ・ 被害者への就業支援の充実
- ・ 被害者の職業能力開発支援の充実
- ・ 被害者の自立支援に関する制度の運用への配慮

施策の方向10 司法手続きに関する支援

- ・ 司法関係者に対する研修
- ・ 民事法律扶助制度等の周知
- ・ 法律相談の充実
- ・ 保護命令に対する適切な対応の実施

施策の方向11 自立支援体制の整備

- ・ 支援制度に関する窓口の一元化
- ・ 自立のための同行支援
- ・ 被害者等の個人情報保護の徹底
- ・ 地域体制づくりの推進

施策の方向12 心的外傷後ストレス障害を含む心の回復支援

- ・ メンタルヘルスケアの実施

DV被害にあったり、被害者を発見したら？

「これはDVかな?」、「DV被害から逃れたい!」と思ったら、すぐに関係機関へご相談ください。

名 称	実 施 機 関	電 話 番 号	受 付 時 間	
配偶者暴力相談	県配偶者暴力相談支援センター 山形県福祉相談センター（婦人相談所）	023-627-1196 023-627-1195	月～金 (祝日、年末年始を除く)	8:30～17:15 17:15～22:00
	山形県村山総合支庁生活福祉課	0237-86-8212		8:30～17:15
	山形県最上総合支庁子ども家庭支援課	0233-29-1274		
	山形県置賜総合支庁福祉課	0238-26-6030		
	山形県庄内総合支庁子ども家庭支援課	0235-66-4759		
子ども女性電話相談	山形県福祉相談センター (婦人相談所)	023-642-2340	毎 日 (年末年始を除く)	8:30～22:00
女性の人権 ホットライン	山形地方法務局人権擁護課	0570-070-810	月～金 (祝日、年末年始を除く)	8:30～17:15
女性の悩み等相談	県男女共同参画センター 「チェリア」	023-629-8007	火～金 土・日・祝日 (第3日曜日、年末年始を除く)	9:00～17:00 13:00～17:00
警察安全相談	県警察本部	#9110または 023-642-9110	毎 日	24時間
法テラス犯罪被害者 支援ダイヤル	日本司法支援センター	0570-079714	月～金 土 (祝日、年末年始を除く)	9:00～21:00 9:00～17:00
DV被害者 電話相談	特定非営利活動法人サポート唯	023-646-0085 090-2366-8467	金 (祝日、年末年始を除く)	11:00～15:00
DV相談ナビ	内閣府男女共同参画局	0570-0-55210	毎 日	24時間

～「山形県DV被害者支援基本計画」の内容をもっと詳しくお知りになりたい方へ～

◇「山形県DV被害者支援基本計画」の全文は、県のホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

県ホームページ <http://www.pref.yamagata.jp/>

◇「山形県DV被害者支援基本計画」に関する出張説明会を実施しております。グループ・団体・企業などでDVに関する研修会や勉強会を開催するときに御活用ください。詳しくは、県ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

山形県子育て推進部青少年・男女共同参画課 男女共同参画担当

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

TEL:023-630-2694 FAX:023-632-8238 E-mail:yseishonen@pref.yamagata.jp